

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の
一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和二年十月三十日

提出者

長妻 昭
山井和則
中島克仁
吉川 元

宮本 徹
浅野 哲

賛成者

安住 淳
阿久津幸彦
阿部知子
青柳陽一郎

青山 大人
荒井 聰
伊藤俊輔
池田真紀

石川香織
泉 健太
稲富修二
今井雅人

武内則男	白石洋一	階猛	佐藤公治	後藤祐一	黒岩宇洋	菅直人	金子恵美	奥野総一郎	岡島一正	大串博志	小熊慎司	生方幸夫
津村啓介	末松義規	篠原豪	斉木武志	近藤和也	玄葉光一郎	吉良州司	神谷裕	落合貴之	岡田克也	大島敦	小沢一郎	江田憲司
辻元清美	関健一郎	篠原孝	櫻井周	近藤昭一	源馬謙太郎	城井崇	亀井亜紀子	海江田万里	岡本あき子	大西健介	尾辻かな子	枝野幸男
手塚仁雄	高木鍊太郎	下条みつ	重徳和彦	佐々木隆博	小宮山泰子	菊田真紀子	川内博史	柿沢未途	岡本充功	逢坂誠二	大河原雅子	小川淳也

畑野君枝	清水忠史	赤嶺政賢	吉田統彦	山花郁夫	山内康一	森山浩行	緑川貴士	松田功	古本伸一郎	原口一博	中村喜四郎	寺田学
藤野保史	塩川鉄也	笠井亮	笠浩史	山本和嘉子	山岡達丸	矢上雅義	宮川伸	松平浩一	堀越啓仁	日吉雄太	長尾秀樹	照屋寛徳
本村伸子	田村貴昭	穀田恵二	早稲田夕季	柚木道義	山川百合子	谷田川元	村上史好	松原仁	本多平直	平野博文	野田佳彦	中川正春
井上一徳	高橋千鶴子	志位和夫	渡辺周	横光克彦	山崎誠	屋良朝博	森田俊和	道下大樹	牧義夫	広田一	長谷川嘉一	中谷一馬

岸本周平
西岡秀子

高井崇志
古川元久

玉木雄一郎
前原誠司

中山成彬
山尾志桜里

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を
改正する法律

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 政府は、前項の事業を実施しようとするときは、同項の被保険者に係る事業主の資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わず、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給しなければならない。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、前項の給付金を支給しようとするときは、同項の労働者に係る事業主の資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わず、当該給付金を支給しなければならない。

第六条中「給付金」の下に「（以下「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等」という。）」を加える。

第七条中「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び第五条第一項の給付金」を「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等」に改める。

第八条を第十三条とし、第七条の次に次の五条を加える。

(不利益取扱いの禁止等)

第八条 事業主は、労働者が新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給を受けようとしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、この法律に基づき国が実施する措置に積極的に協力するとともに、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の労働に関する法令を遵守しつつ、その雇用する労働者の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の請求に係る手続についての配慮)

第九条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の請求が不当に妨げられることのないよう、当該請求に関する書類に労働保険番号の記載を要しないものとする。その他当該請求に係る手続について必要な配慮をしなければならない。

(助言、指導及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、第八条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第十一条 厚生労働大臣は、第八条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(解釈規定)

第十二条 雇用保険法その他の労働に関する法令の規定の適用については、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の請求に係る手続において、事業主が労働者を休業させたことを認めたことをもって、その休業が使用者の責めに帰すべき事由による休業であると解釈してはならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等に係る措置)

2 政府は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。)

及びそのまん延防止のための措置が労働者に及ぼす影響の緩和を図るため、この法律による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第六条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等に関し、事業主に雇用されてその事業に従事することを常態としていた者であつて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりその事業に従事することができなくなり、又はその従事する日数若しくは時間がその常態における日数若しくは時間に比し少なくなつたものの全てが支給の対象となるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

- 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第十四条の二第二項
- 二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項



理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者に及ぼす影響の緩和が十分に図られていない現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等に係る支給の拡充、運用の改善等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。